

# 議会基本条例策定特別委員会

## 中間報告書

平成23年9月春日部市議会定例会

## 1. 特別委員会の開催状況

開催日	会議名	審議事項
H23.5.27	第16回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長の互選について</li> <li>・副委員長の互選について</li> </ul>
H23.6.13	第17回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな取り組み事項に対するルール作りについて</li> <li>・閉会中の特定事件について</li> </ul>
H23.6.28 (閉会中)	第18回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな取り組み事項に対するルール作りについて</li> </ul>
H23.7.5 (閉会中)	第19回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな取り組み事項に対するルール作りについて</li> </ul>
H23.7.21 (閉会中)	第20回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな取り組み事項に対するルールのまとめについて</li> <li>・市民説明会及び全員協議会について 市民説明会実施要領について 閉会中の委員派遣について 「広報かすかべ」等による参加者への周知について 全員協議会について 説明資料の作成について</li> </ul>
H23.8.3 (閉会中)	第21回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)春日部市議会基本条例骨子の逐条解説について</li> </ul>
H23.8.19 (閉会中)	第22回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民説明会及び全員協議会について</li> <li>・中間報告について(第16回～第22回)</li> </ul>

## 2. 審議経過

### (1) 第16回～第22回特別委員会

平成23年5月27日から8月19日までの期間に、第16回から第22回までの特別委員会(全7回)を開催し、(仮称)春日部市議会基本条例骨子案における新たな取り組み事項に対するルールや逐条解説等について、各委員から多くの意見や考え方が次のとおり示されました。

また、全体工程の見直しを行い、条例を平成24年3月定例会で上程する予定になりました。

さらに、市民説明会の実施について協議し、実施要領をまとめました。

前文

未定稿

第1 総則

1 目的

この条例は、二元代表制のもと、議会及び議員のあり方等に関する基本的事項を定め、市民に開かれた議会を実現し、市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを目的とする。

2 最高規範性

(1) この条例は、議会における最高規範であり、議会は、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

(2) 議会及び議員は、この条例の趣旨を十分に尊重して議会の運営しなければならない。

3 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住し、通勤し、通学し、又は活動する個人及び団体をいう。

(2) 市長等 市長及びその他の執行機関の職員をいう。

(3) 委員会 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。

(4) 会議等 本会議、委員会、及び地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条第12項の規定により会議規則で指定した会議をいう。

第2 議会及び議員の活動原則・機能強化

1 議会の活動原則

議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1) 市長等の事務執行について、監視及び評価を行うこと。

(2) 提出された議案の審議・審査を行うほか、政策立案及び政策提言を積極的に行うこと。

(3) 議会活動における市民への説明責任を果たすため、積極的な情報公開に取り組むこと。

み、市民にわかりやすい開かれた議会運営に努めること。

- (4) 地方分権の進展に対応するため、議会活性化の取組みを積極的、継続的に行うこと。

## 2 議員の活動原則

議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議機関であることを十分に認識し、議員間での自由討議により、議論を尽くすよう努めること。
- (2) 独自の調査研究及び研修を通じて市民意見の聴取に努めるとともに、自らの資質向上に努めること。
- (3) 議会の構成員として、市政全般の課題及び市民の多様な意思を的確に把握し、一部団体及び地域の代表としてではなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

## 3 議会の機能強化

- (1) 議会は、法第100条の2の規定に基づき、専門的知見を活用することができるものとする。
- (2) 議会は、政策立案に資するため、必要な研修及び視察を行うことができるものとする。
- (3) 議会は、前項による研修及び視察を行ったときは、その結果を市民に公表しなければならない。
- (4) 議会は、審査、諮問及び調査のために必要と認めるときは、附属機関を設置することができる。

## 4 政策討論会

議会は、議員間の共通認識を醸成するため、政策討論会を行うことができる。

## 5 委員会の活動

- (1) 委員会は、その所管に属する市政の課題について、提出された議案の審議・審査、所管事項の調査及び政策提案を行うものとする。
- (2) 委員会は、その意思決定にあたり、委員間の十分な討議を行うものとする。
- (3) 委員会は、必要があると認めるときには、提出された議案等の審査経過等を説明するとともに、市民との情報共有のための場として、出張委員会を開催することができる。
- (4) 委員会は、公聴会、参考人制度の積極的な活用に努めるものとする。

## 6 会派

- ( 1 ) 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした共通の理念をもつ集団としての会派を結成することができる。
- ( 2 ) 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等について積極的に調査研究を行い、合意形成に努めるものとする。
- ( 3 ) 会派は議会活動について、市民に対し十分な説明を行うよう努めなければならない。

### 第 3 市民と議会の関係

#### 1 市民参加（情報公開の推進、議会報告会等）

- ( 1 ) 議会は、原則として、本条例第 1 - 3 - ( 4 ) に規定するすべての会議等を公開することとする。
- ( 2 ) 議会は、市民の多様な意見を把握し、今後の意思決定に反映させるために、市民への報告の場として、議会報告会を開催するものとする。
- ( 3 ) 議会は、市民の知る権利を保障し、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう広報広聴委員会を設置する。

### 第 4 議会と行政の関係

#### 1 議会・議員と市長等の関係

議会審議における議会・議員と市長等の関係は、緊張関係の保持に努め、次に掲げるとおりとする。

- ( 1 ) 会議において、議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。
- ( 2 ) 会議において、市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。
- ( 3 ) 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、事業等について、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

#### 2 議決事項の追加（議決事件の審議の充実と拡大等）

- ( 1 ) 議会は、法第 9 6 条第 2 項の規定に基づき、必要な事項を議決事項として追加することができる。
- ( 2 ) 議会は、前項の規定により議決事項を追加する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならない。

## 第5 議会改革の更なる推進

### 1 議会改革

- (1) 議会は、地方分権の進展及び市民からの多様な要請等に対応するため、自らの改革に不断に取り組むものとする。
- (2) 議会は、前項に規定する取組みを行うため、法第110条の規定に基づく特別委員会を設置するものとする。

### 2 議員定数、議員報酬

- (1) 議員定数は、市民の意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うことを基本とし、別に条例で定める。
- (2) 議員報酬は、市民の負託に応える議会活動を保障することを基本とし、別に条例で定める。

## 第6 議会事務局の体制整備等

### 1 議会事務局

議会は、議員の政策形成及び立案能力を向上させ、議会活動の充実を図るため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

### 2 議会図書室

議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書及び資料等の充実に努めるものとする。

## 第7 補則

### 1 見直し手続き等

議会は、この条例の施行後、社会情勢の変化や市民の意見等を踏まえ、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を行い、その結果に基づいて適切な措置を講じるものとする。

### 2 委任

この条例の施行に際し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日（又は平成 年 月 日）から施行する。

(仮称)春日部市議会基本条例(骨子案)に含まれる  
新たな取り組み事項に対するルール集  
(案)

# 自由討議の運用について

第2-2-(1)

## ○自由討議とは

一つの案件に対して、議員と執行部側との質疑答弁だけでなく、議員間での意見交換を行うことにより、議論の多角化や深度化がなされ、論点が明確になることを図るもの。

## ○自由討議ができる機会

市議会の各委員会（常任委員会、議会運営委員会、特別委員会）における審査中

※討論と採決の間に自由討議を差し挟むことはできない。

※委員会会議として行い、記録を残す。（委員協議会形式ではない）

・本会議においても、請願・陳情を議題とし、自由討議をしたらどうかという意見あり

## ○自由討議を行うことができる者

委員長職務を行う者を除く、委員会所属の各委員

## ○自由討議の対象事項

- ・委員会に付託された議案、請願、陳情に関すること
- ・委員会に付託された閉会中の特定事件に関すること
- ・委員が提出した、動議、議案、修正動議に関すること

## ○議事進行上のルール

- ・自由討議を始めるにあたって、委員は委員長に対し自由討議を求める動議を行う。
- ・委員長は自由討議を行うかどうかの動議を委員会に諮り、全委員の了承により自由討議を行わせる。
- ・自由討議中の各委員の発言は、委員長の指名により行うことができる。
- ・執行部の当該事項担当者は、参考意見を述べるができる。
- ・委員長は、委員間の意見が出尽くした状況を見て、自由討議を終結させる。

・全委員が了承した案件として自由討議すべきという意見あり  
・過半数ではなく、2/3 や 4/5 等の特別多数決で決めるという意見あり  
・実施の実績を作るためにも、ハードルを下げて多数決がよいという意見あり



# 専門的知見の活用について

第 2 - 3 - ( 1 )

## ○専門的知見の活用とは（地方自治法第 1 0 0 条の 2）

議会が議案の審査や調査のために必要な専門的事項の調査を、学識経験者等に行わせることができる。

## ○現状

議会の審議において専門的知見の活用が必要であると判断したときには、公聴会の開催や参考人制度を活用することができる。しかし、現状では委員会の審議において参考人の意見を聴取する程度であり、一時的な意見聴取ができていないにすぎない場合が多い。

## ○専門的知見を活用できる場合

学識経験者や大学等の研究機関、また民間のシンクタンクやその分野の N P O などを積極的に活用することにより、議会自らがイニシアチブをとり、議会としての政策判断に役立てられると判断した場合。

## ○実施主体

本会議（議会全体）、各常任委員会、特別委員会

## ○実施時期

基本条例施行後から、「活用することができる」規定とする。

## ○予算措置

調査機関に対しては委託料、学識経験者等に対しては謝礼などの支払いが発生するケースがある。（予算上はその都度、必要経費を補正計上する。）

## ○その他

本会議（議会全体）で専門的知見を活用する場合には、議会で議決を要する。常任委員会や特別委員会で参考人として専門的知見を活用する場合には、原則、議会の議決は必要ない。

# 研修・視察結果の公表について

## 第2-3-(2)及び(3)

### ○公表の目的

議員の視野を広め見識を深めることを目的として行われる研修・視察については、その内容を共有することにより、議会として有益な成果が得られるため、視察結果の公表を実施するものとする。併せて、公金の使途の透明性の確保が図られる。

議会基本条例の規定に基づき、議会が政策立案に資するための必要な研修及び視察を行った際には、その結果を市民に公表しなければならないとされている。

### ○現状

- ・ 常任委員会及び議会運営委員会が行った行政視察については、「閉会中の特定事件に対する各委員長報告」として視察結果報告書を12月定例会に全議員に配布している。(議場内配布物であるが、一般公開はしていない。公開については、委員長報告の決裁を情報公開請求により開示できるのみ。)
- ・ 会派として政務調査費により行う視察や議員個人が行う視察については、現在は結果報告の義務がない。(公開すべき報告自体がなされていない。)

### ○研修・視察結果の公表をする場合

- ・ 委員会視察の場合→これまでどおり12月定例会の時期に公表する。
- ・ 政務調査費による会派単位の視察の場合→議会だよりでは1年度分をまとめて公表する。議会ホームページでは視察後おおむね1カ月程度で公表する。
- ・ 政務調査費を使わない個人での視察の場合は、公表の対象外とする。

### ○公表の実施主体

広報広聴委員会において報告書を取りまとめ、公表を行う。

### ○公表の方法

- ・ 別途規定する様式により、広報広聴委員会へ視察結果報告書の提出をする。(本会議での視察結果報告書とは別)
- ・ 議会だよりでの公表は、常任委員会の視察結果を12月定例会号(2/1発行)で、前年度に行われた会派視察の視察結果を3月定例会号(5/1発行)で、それぞれ期日、委員会名もしくは会派名、視察案件名のみ一覧表にして掲載する。

- ・議会ホームページでの公表は、議会だよりに掲載するものと同じ表及び、表からリンクした提出様式の内容として掲載する。

#### ○実施時期

基本条例施行後に公表対象の視察を行った場合は、必ず報告書を作成し、公表を行う。

#### ○報告書の作成

報告書は、1視察地ごとに1件ずつ作成する。なお、報告書の作成者は、その都度それぞれの委員会もしくは会派で協議し決定する。

## 「附属機関」の設置について

第 2 - 3 - ( 4 )

### 1 設置目的

専門的知見の活用に比べ、多角的な意見聴取を必要とする場合や、議会への市民参加の具体的な取り組みの一つとして附属機関を設置できるものとする。設置に際しては、議長の諮問により本会議での附属機関設置の議決を経て、設置するものとする。

### 2 設置期間

基本条例施行後から必要に応じて設置できる。

### 3 委員構成

○諮問案件により、附属機関の設置の都度、委員構成は検討する。

○必ず、市民公募委員を委員構成に含めるものとする。

### 4 所管させる事項

- ・報酬、政調費は報酬審があるので対象外にした方がいいという意見
- ・報酬、政調費も対象にして議会としての意見を伝えるという意見

#### (1) 市議会の内部的な諮問事項

(議員定数について、議員報酬について、政務調査費について、政治倫理について等の検討事項うち、多角的見地からの意見を必要とする場合)

#### (2) 市への政策提言としての諮問事項

(市の施策として行うべき事項の政策提言、市が行った事業の評価監視等の提言事項うち、多角的見地からの意見を必要とする場合)

### 5 会議の位置づけ

○地方自治法に基づかない、本条例に基づく春日部市議会独自の組織とする。

○委員の身分を法に基づいて位置付けるならば、参考人が集まった協議会と考える。

○参加委員は地方公務員としての身分は持たず、報酬は支払われないので、謝礼として対価を支払う。(議員、職員は謝礼の対象外)

現在、議会における附属機関は、地方自治法上に設置の根拠はない。

自治法 138 条の 4 に執行機関に附属機関を設けることができる規定があるが、議会についてはこのような規定がない。総務省の見解として、議会に附属機関を設けることは法の趣旨になじまないとの解釈がされている。しかし、法に基づかない事実上の審査会などとして附属機関と同様の機能をもつ会議を設けている議会もある。

# 政策討論会の運用について

第 2 - 4

## ○政策討論会とは

政策討論会とは、議会として、特に重要な政策的課題を命題として設定し、それに対して自由討議を通じて意見集約を図り、政策提言をしていくことに結び付けることを意図する会議とする。

## ○実施主体

全員協議会、もしくは特別委員会

## ○実施時期

基本条例施行後から、「行うことができる」規定

## ○政策討論会の命題の設定と実施手続き

### ◇会派からの申し出による場合

- ①政策討論として取り上げたい政策的課題がある場合、議員は会派を通じて各派代表者会議に、討論命題とその提案理由を参考資料を付して申し出る。
- ②各派代表者会議において、実施の必要性、実施主体（全協か特別委員会か）と実施日時、執行部への参考質疑の有無等を検討し、全会一致により決定する。
- ③特別委員会で政策討論会を行った場合は、実施後に実施結果を議長並びに各派代表者会議に報告し、議会として執行機関に政策提言するかどうかを検討する。
- ④政策提言をすとした場合は、市長あて議長名で文書をもって提言を行う。

### ◇議長の申し出による場合

- ①議長が各派代表者会議において、政策討論として取り上げるべき政策的課題と提案理由を参考資料を付して申し出て、実施主体（全協が基本）と実施日時、執行部への参考質疑の有無等を検討し、決定する。
- ②実施後に実施結果を各派代表者会議に報告し、議会として執行機関に政策提言するかどうかを検討する。
- ③政策提言をすとした場合は、市長あて議長名で文書をもって提言を行う。

## ○その他

- ・ 政策討論会は、命題に対する結論として、議員間での合意や一致をしなければいけないものではなく、「議員間の共通認識を醸成するため」に行うものです。「議員間の共通認識の醸成」とは、議員各々の考え方の違いも含めて、議会全体として命題に対して「こういう考え方もある」、「別の考えたかもある」という同じ認識を持っておこなうとする姿勢を意味するものです。
- ・ 政策討論会において一定の方向性が得られた意見については、執行機関に対して提言をしていきますが、議会には執行予算の編成権がなく、決議や文書要請等の方法による提言の場合は法的な拘束力が与えられるものではありません。

# 出張委員会について

第 2 - 5 - ( 3 )

## ○目的

議会の各委員会（常任委員会、特別委員会）は、付託案件や所管事項等の審議のために委員会を開催するにあたり、市民と情報の共有化を図るため、市役所以外(公民館等)の場所で委員会を開催することができる。

## ○各委員会所管事項

常任委員会の所管事項は、次のとおり（春日部市議会委員会条例第 2 条）である。

### ・ 総務委員会

秘書室、広報広聴室、危機管理防災室、総合政策部、総務部、市民部、工事検査室、庄和総合支所総務課（環境、農政及び商工業の振興に関する事項を除く。）及び市民窓口課、出納室、消防本部及び消防署、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

### ・ 厚生福祉委員会

福祉健康部、庄和総合支所福祉課及び健康保険課並びに市立病院及び看護専門学校の所管に属する事項

### ・ 建設委員会

建設部、都市整備部及び水道部の所管に属する事項報酬、政調費も対象

### ・ 教育環境委員会

環境経済部、庄和総合支所総務課（環境、農政及び商工業の振興に関する事項に限る。）、教育委員会及び農業委員会の所管に属する事項

※特別委員会の場合は、各委員会設置時に所管事項を指定する

## ○実施主体及び手続き

- ・ 委員会（常任委員会・特別委員会）単位で議決をとり行う。
- ・ 日程、会場、内容等については、正副委員長を中心に各委員会において協議のうえ決定する。委員会で決定後、会議規則第 83 条の規定により、議長に委員会開催の日時、場所（議事堂以外）、事件等を届け出る。

## ○審査事件、内容の想定

- ・ 特別委員会において参考人からの意見聴取(専門的知見の活用の一環)として講演をする内容の委員会を開催する場合。(シンポジウム方式等を想定)
- ・ 社会的注目を集めている等、多数の傍聴が想定される付託議案等の審査の場合

## ○その他

委員会の議事や記録など、その他の運用については、会議規則等に準ずる。

# すべての会議等の公開について

第3-1-(1)

## ○公開の目的

市議会に対する市民の理解を深め、開かれた議会を推進することを目的として、本会議、委員会、及び地方自治法第100条第12項の規定により会議規則で指定した会議を公開していくもの。

## ○現状

### ・本会議については、

傍聴は議長許可だが実態は届出制、インターネットで生中継及び録画中継している。

会議録は、印刷物を一般公開として図書館、公民館等に配架、インターネットでデータを公開している。

### ・常任委員会、議会運営委員会、特別委員会については、

傍聴は委員会に諮っての許可制、インターネット中継なし。

会議録は、印刷物を情報公開手続きにより情報公開することが可能。

### ・実態として全員協議会は、

傍聴は許可制、インターネット中継なし。

会議録は、印刷物を情報公開手続きにより情報公開することが可能。

委員会に諮っている実態を本会議の方式に改める方向で修正

## ○公開対象とする会議と公開方法

- ・公開対象の会議等は、下記に挙げる法規上規定される議会の会議で、秘密会とされない場合とする。

【本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、会議規則で定める協議調整の場】

- ・公開方法は、会議ごとに下記のとおりとする。

本会議：現状のとおり

委員会：~~まずは、傍聴を許可制から届出制に見直す~~が、傍聴の許可は委員会に諮らずに、委員長による許可とする。インターネット中継は行わない。会議録は印刷物の施設配架はせず、議会図書室分で一般公開扱いとする。会議録のインターネット公開については、条例施行以降の委員会のデータ化を目指す。

協議調整の場：委員会の公開に準じる。

## ○実施時期

基本条例施行後に公開対象の会議を行う場合は、上記の公開方法に従う。

※ただし、委員会会議録のインターネット公開については、予算が確保され、データ化の準備ができしだい公開する。



# 議会報告会について

第3-1-(2)

## ○目的

「開かれた議会」を目指し、議会活動の状況や市政に関する情報を、地域に向いて市民の皆さんに直接報告・説明をし、住民参加のまちづくりを進める。

## ○開催時期等

- ・年1回以上開催する。

当面は年1回、9月定例会（決算時）後、概ね1カ月以内に開催する。

## ○報告内容

- ・議会の活動状況（直近の定例会の議決・主な議案の審議経過の報告）に関する事。
- ・決算の審議に関する事。
- ・常任委員会ごとにそれぞれの所管議案の議決経緯を説明する。

## ○構成・編成及び任期

- ・班は常任委員会を単位とし、4班編成とする。
- ・班長及び副班長は、それぞれ委員長、副委員長があたる。
- ・班の構成員の任期は、常任委員会の委員の任期に準ずる。

## ○構成員の役割

報告会における司会進行・報告者・記録者は、それぞれの班において協議し調整する。  
なお、質疑・質問に対する応答は、全員で行う。

## ○日程・会場等の決定

- ・常任委員会を班の単位とし、4委員会が連続して市役所以外の会場で開催する。  
（原則として、目的にあるとおり、特別な事情がない限りは地域に向く）
- ・各班が担当する日程及び会場は、各班の班長が協議し決定する。

## ○開催の周知について

- ・インターネットを通じた周知(議会ホームページ、市ホームページ、市ツイッター、市政メール等)
- ・広報紙における周知(議会だより、広報かすかべ、公民館だより等)
- ・ポスター、チラシ等による周知(各所にポスターの掲示、自治会を通じてチラシ配布、駅頭でチラシ配布等)
- ・政治的支援者を通じた周知

## ○記録

報告会の記録は、報告者において要点記録とする。

## ○次第等

報告会は、概ね1時間30分から2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

- ・開会あいさつ 班の班長
- ・参加議員の自己紹介
- ・議会報告 班の報告者
- ・質疑応答 司会進行、班員(全員)
- ・閉会あいさつ 班の副班長

## ○資料

常任委員会ごとや必要がある場合などの開催には、各班において適宜準備する。

## ○成果・効果

- ・報告会終了後、各班長は議長に文書で報告書を提出する。
- ・報告会の内容は、議会だより及び市議会ホームページに掲載する。

## ○その他

市長・副市長をはじめ、執行部職員の出席は、原則要請しない。

## ○報告会への申し込み方法

- ・人数把握のため、参加希望者は事前に事務局に連絡を願う。
- ・事前連絡なしで直接会場に来た場合も参加は可とする。

## 「広報広聴委員会」の設置について

第 3 - 1 - ( 3 )

1 組織の名称

広報広聴委員会

2 設置目的

春日部市議会基本条例第 3-1-(3)の規定により、市民の知る権利を保障し、市民が議会と市政に関心を持てるよう、議会としての広報広聴事業の充実を図るため設置するものとする。

3 設置期間

基本条例施行後から常設

(自治法 100 条 12 項の会議に位置づけるため、会議規則改正後から)

4 委員構成

市議会各会派から選出された 8 人とする (図書室運営委員を兼ねる)

5 所管事項

(1) 市議会の広報施策について

(議会だより及びホームページの編集、公表事項の検討等)

(2) 市議会の広聴施策について

(市政に対する意見要望及び議会に対する意見要望についての広聴施策の検討)

6 会議の位置づけ

- ・ 広報広聴委員会は、地方自治法第 100 条第 12 項の規定に基づく、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、会議規則に規定し設置する。

(会議規則を一部改正し、委員は本会議での選任となる)

- ・ 議事の運営や表決の方法、傍聴や公開については、委員会条例や会議規則の規定を準用する。

# 一問一答方式の運用指針について

第4-1-(1)

## ○導入の趣旨

質問事項に対する答弁がすぐにされる等、第三者がわかりやすいという視点での議論形式を目指し、一般質問に一問一答方式を導入するもの。なお、新しい試みであるため当面は試行期間とし、従来の一括質問一括答弁方式との選択制とする。

またこの運用指針については、試行錯誤を重ねながら改善を加え、よりわかりやすい議論形式を研究し、さらに議案質疑に導入するかどうかも含めて検討した後、本格実施に移行する。

## ○一般質問における質問方法

### ①一括質問、一括答弁方式（従来の方法）

### ②一問一答方式

①、②のいずれの方法をとるかを、発言通告時に申し出るものとする。なお1人の議員が同一定例会の一般質問において、両方の方式の併用することは認めない。

## ○質問時間

上記①、②いずれの場合も、質問答弁合せて6.0分までとする。

質問答弁で45分という意見と  
質問答弁で60分という意見とがある

## ○質問回数

①の場合は従来どおり、発言回数は3回まで、かつ残り時間が5分未満で指名された場合は再質問はできない。

②の場合は、発言回数の制限はなし。（会議規則第64条の準用規定のうち質疑の回数の部分については、本格導入後に規則の一部改正をする。）

## ○質問場所

- ・ 上記①、②いずれの場合も、演壇と対面する議席側最前列の中央を質問席とする。
- ・ 質問議員は最初の議長指名の後、自席から演壇に移動し、質問を始める。
- ・ 1回目の質問の後、議員は自席に戻らず、質問席に着席する。
- ・ 質問議員は発言が終わるごとに、自席に戻らず、自分の一般質問が終結するまで質問席から質問を行う。

## ○質問順序

①の場合は、従来どおり、

1回目の発言機会にすべての議題について一括で質問をする。その答弁を得てから、2回目の発言機会にまた再度すべての議題に渡った中から一括で再質問をする。再質問に対する答弁を得てから、3回目の発言機会にすべての議題に渡った中から再々質問をすることができる。

3回目の指名時に残時間が5分未満の場合は再々質問をすることはできない。

②の場合は、

1回目の発言機会はすべての通告項目について一括で質問をする。

その答弁を得てから、2回目の発言機会以降は、質問要旨ごとに質問をし、答弁を得ることを繰り返す。その項目の質疑、答弁を納得のいくまで行ったら、次の質問項目に移ってまた質問と答弁を繰り返す。

## ○質問の内容

- ・ 質問と答弁を何度繰り返しても、同じやり取りで平行線になってしまうようなケースでは、その内容の質問は繰り返し行ってはならない。(従わない場合、議長の議事整理権により、当該項目の質問を止めることができる。)
- ・ 答弁誤りや即時答弁不可能等のリスクを回避するため、計数や統計的な数量を問うような内容の質問については配慮をする。

## ○答弁の場所

- ・ 執行部側の答弁者は、これまでどおり毎回演壇で発言を行う。

## ○登壇の際の礼

- ・ 演壇に登壇し発言する場合は、議員、執行部とも議長に対し礼をする。ただし、一般質問においては、初回の質問答弁の際にのみ一礼を行うこととし、二回目以降の質問答弁の際は、議員、執行部とも一礼を行う必要はない。

No. \_\_\_\_\_

### 発言通告書（一般質問）

平成 年 月 日（ ）  
午前・午後 時 分受付

大項目(質問の範囲)	中項目(細目の範囲)	細目(具体的な質問内容)	答弁者
<b>質問の方式</b>			
一括質問一括答弁方式 ・ 一問一答方式			

上記の通り通告いたします。

平成 年 月 日

春日部市議会議長 様

議席番号 番

春日部市議会議員

印

《聴き取りの受入れ日時》

月 日	月 日( )	月 日( )	月 日( )	月 日( )	その他
時 間	午前 時～	午前 時～	午前 時～	午前 時～	午前 時～
	午後 時～	午後 時～	午後 時～	午後 時～	午後 時～
場 所	議 員 控 え 室				

## 反問権の運用について

第4-1-(2)

### ○反問権とは

議員が行った質疑・質問に対して執行機関側が答弁するにあたり、その前提として、当該議員に対して疑義をただし、議員側の答弁を求めるもの。

### ○反問権を行使できる者

市長、副市長、病院事業管理者、教育長、執行機関の部長級職員、及び常任委員会における説明職員

※議員提出議案に対する質疑であって、議員同士での質疑、答弁が予定される場合は、提案(答弁)議員は反問権を行使しない。また、動議についても同様に、質疑があった場合、提出者は反問権を行使しない。

### ○反問権を行使できる機会

市議会本会議及び常任委員会における議案質疑、並びに市政に関する一般質問

### ○議事進行上のルール

- ・反問権を行使するにあたり、執行部側は事前の通告は要しない。
- ・反問を行う場合は、反問であることを明確にするため、演壇に立ったときに議長に反問の許可を求め、許可する旨の議長発言の後に反問発言をする。
- ・反問発言は簡潔明瞭に行う。
- ・質問議員側は、反問があった直後の答弁時に、反問に対して誠実に答弁しなければならない。

### ○反問の回数と時間

- ・執行部側の反問の回数については定めない。また、反問やその答弁に要する時間は、質疑質問の発言持ち時間に含まれるものとする。

### ○反問の内容

- ・質問の内容が多岐にわたっていたり、発言表現が錯綜しているため、質問の趣旨を確認する場合
  - ・議員の提案する施策内容等に対して、その根拠や理由、予算確保策をただす場合
- ※反問は質問議員に対して疑義をただすものであるため、執行部側の私見や意見を述べることはできない。

※議員の品位をおとしめたり、議員の見識を疑うような発言はしてはならない。

## 議決事項の追加について

第4-2-(1)、(2)

### ○議決事項の追加とは

地方議会の議決すべき事項については、地方自治法第96条第1項の各号に規定されている15項目のほか、同条第2項を活用して、条例で議決事件を追加することができる（法定受託事務にかかわるものを除く）。

### ○現状

地方自治法第96条第2項を活用しての議決事件の追加は、春日部市議会では現在指定していない。

### ○議決事項として追加できる事項の例

- ・ 地方自治法第2条第4項に規定する議会の議決を経て定める基本構想(総合振興計画基本構想)に基づく基本計画
- ・ 将来のまちづくりや土地利用計画に関連する都市計画マスタープラン、住民生活に直結する、福祉や環境等の個別の部門計画等
- ・ 事務事業の民間委託等、地方自治法第96条第1項第5号及びその政令に定める契約(工事又は製造の請負)以外の重要な契約
- ・ 地方公共団体が設立した公社等の予算・決算・事業計画に対して、議会が直接関与すること
- ・ 名誉市民の選定、市章、市の花等の指定、市憲章、宣言等の制定

### ○議決事項を追加するためのルール

- ① 議決事件を追加したい場合は、会派として追加をする理由及び根拠を明らかにした文書を作成する。なお、議案提出の人数要件の関係上、個人として議決事件の追加を提案することはできない。
- ② 上記文書は議長に申し出る。
- ③ 議決事件追加の申し出があった場合は、必ず各派代表者会議で諮り、全会派で一致した場合のみ、新たな議決事件として追加するための条例案を作成する。
- ④ 上記条例案を提案する旨を議会運営委員会に諮る。

### ○実施時期

- ・ 議会基本条例の施行後から、上記ルールによる手続きとして実施することができる。



## 「議会改革検討特別委員会」の設置について

第5-1-(1)、(2)

### 1 名称

議会改革検討特別委員会

### 2 設置目的

春日部市議会基本条例第5-1の規定により、地方分権の進展及び市民からの多様な要請等に対応し、自らの改革に不断に取り組むための検討組織として設置するものとする。

### 3 設置期間

平成24年6月定例会から概ね2年間

### 4 委員

市議会各会派から選出された11人とする

### 5 調査事項

- (1) 議会基本条例の制定に際し導入された取り組み事項の再検証について
- (2) 議会基本条例の制定に際し導入されなかった事項の検討について
- (3) 議会改革に関する新たな課題について

### 6 会議の位置づけ

議会基本条例第5-1-(2)の規定により、本特別委員会は、地方自治法第110条の規定に基づく特別委員会として、上記の調査事項を付託事件として設置する。したがって、議事の運営や表決の方法、傍聴や公開については、全て委員会条例や会議規則の規定による。

### 7 設置の手法

議長発議により本会議の議決を経て設置する。

# (仮称)春日部市議会基本条例(骨子案)市民説明会 実施要領

## 1. 会議の名称

「(仮称)春日部市議会基本条例(骨子案)市民説明会」

## 2. 目的

現在策定を進めている議会基本条例について、市民の皆さんに直接報告・説明をする。さらに議会基本条例に対する意見を、直接市民の皆さんからお聴きし、市民意見を反映させた条例策定を進める。

## 3. 開催時期等

### ・開催時期、会場

春日部地域：平成23年10月1日(土) 教育センター2階視聴覚ホール

庄和地域：平成23年10月8日(土) 庄和市民センター正風館2階会議室

### ・開催時間

いずれの会場も、午前9時30分から受付、午前10時から説明会開始

## 4. 主催者と出席者

・主催者：春日部市議会 議会基本条例策定特別委員会

・出席者：特別委員会委員(11名、主催者・説明者・会場補助者として)

参加者(約50名までを想定)

議会事務局職員(3名、補助として)

## 5. 説明会の内容

議会基本条例を制定する理由の説明

議会基本条例の検討経過の説明

条例骨子案の説明

質疑応答

アンケート記入のお願い

## 6 . 班編成及び役割

- ・ 一班は、委員長を除き 5 人の委員で構成し、2 班（A 班・B 班）編成とする。  
（A 班、B 班は春日部会場、庄和会場に入れ替えする。）
- ・ 委員長の役割： 会議の進行、総括  
議会基本条例の制定理由の説明  
検討経過等の説明
- ・ 各委員の役割： A 班：5 人で条例骨子の章ごとに説明、応答を分担する  
B 班：会場設営、誘導、受付
- ・ 質疑応答の分担：制定理由、検討経過等の総括的な質疑は委員長が答弁する。  
骨子案の内容に関する質疑については、説明した委員が答弁する。

## 7 . 資料

- ・ 前委員会からの検討経過の資料
- ・ 骨子案の資料（見栄えの調整が必要）
- ・ 参加者アンケート

## 8 . 記録

説明会の記録は、議会事務局において要点記録をする。

## 9 . 開催の周知について

- ・ インターネットを通じた周知  
（議会ホームページ、市ホームページ、市ツイッター、市政メール等）
- ・ 広報紙における周知  
（議会だより(8月1日発行号)、広報かすかべ(10月1日発行号)等）
- ・ 政治的支援者を通じた周知

## 10 . 申し込み方法

- ・ 人数把握のため、団体での参加希望者は、代表者から事前に事務局に連絡を願う。
- ・ 個人や事前連絡なしで直接会場に来た場合も参加できる。

## 議会基本条例策定特別委員会 工程表

	特別委員会	市民	執行部	市議会 全体	その他
H23. 6	骨子案確定			6月定例会	
H23. 7	取組み事項の ルール化と 骨子解説の検討 前文の検討				
H23. 8					
H23. 9	一問一答等調整		一問一答等調整 市民説明会広報掲載	中間報告 9月定例会	各派、議運で 一問一答調整
	全員協議会		(執行部への説明)	全員協議会	
H23. 10	市民説明会	市民説明会			常任委員会視察
H23. 11	骨子から条文化へ 前文の文章化 原案策定 逐条解説の検討				議運視察
	法制協議		法制協議 パブコメ広報	中間報告 12月定例会 一問一答試行？	
H23. 12	パブリックコメント 期間	パブリックコメント 期間			
H24. 1	パブコメ回答 最終案確定 全員協議会 報告書作成		法制協議	全員協議会	
H24. 2	特別委員会終了			最終報告 3月定例会 一問一答試行 条例案上程	
H24. 3					
H24. 4					
H24. 5					各派で会議規則の 改正を検討 協議調整の場関連
H24. 6				6月定例会 一問一答試行 会議規則改正 各種委員会立ち上げ	

## 議会基本条例策定特別委員会 委員名簿

委員長	小久保 博 史
副委員長	鬼 丸 裕 史
委員	金 子 進
委員	松 本 浩 一
委員	卯 月 武 彦
委員	岩 谷 一 弘
委員	蛭 間 靖 造
委員	滝 澤 英 明
委員	片 山 いく子
委員	荒 木 洋 美
委員	五十嵐 みどり